

「古関裕而のまち・福島市」ロゴ使用について



令和6年12月改定版

福島市

1 ロゴ使用について

「古関裕而のまち・福島市」ロゴは福島市名誉市民である作曲家「古関裕而氏」を活かしたまちづくりを推進し、多様な地域活性効果の創出を図る目的で制作しました。

本ロゴの利用に関し趣旨に沿った活動を行われる場合には、本ロゴマークを積極的にご活用ください。

【ロゴ使用についてのお問い合わせ先】

福島市文化振興課文化振興係

メール：bunka@mail.city.fukushima.fukushima.jp

〒960-8601 福島市五老内町3番1号

TEL:024-525-3785 FAX:024-536-2128

2 ロゴの使用料、使用期間、使用条件について

(1) 使用料 ➡ 無料

(2) 使用期間 ➡ 申請日から3年間

(3) 使用条件 ➡ 古関裕而氏及び市のイメージを損なうおそれや正しい理解の妨げになるおそれがないこと等

詳しくは「古関裕而のまち・福島市」ロゴ使用要領第6条をご確認ください。

3 ロゴ使用の申請について

ロゴの使用を希望される場合は、使用対象物件ごとに次のいずれかの方法で使用申請をしてください。

申請書類の審査後、使用許諾通知書の交付とあわせてロゴのデータをお送りします（申請内容によって修正等をお願いする場合があります）。

【申請方法】

①福島市ホームページからオンラインで申請

②「古関裕而のまち・福島市」ロゴ使用許諾申請書を福島市文化振興課へ郵送または直接持参

【添付書類】

レイアウト、原稿、企画書、スケッチなどのデザイン案のわかる資料
(いずれか1つ)

4 FAQ

Q1 他のロゴと一緒に「古関裕而のまち・福島市」ロゴを使用することは可能ですか。

A1 可能ですが、他のロゴの取り扱い要領を事前にご確認ください。

Q2 「古関裕而のまち・福島市」ロゴの加工は可能ですか。

A2 ロゴの加工(分解、作り変え、飾り枠、縁取り、色の改変等)は行わないでください。福島市からお送りしたデータのまま使用してください。(背景色は白に準ずる色をお願いします)

Q3 「古関裕而のまち・福島市」ロゴを商品名として使用することは可能ですか。

A3 商品名としてロゴは使用しないでください。
また、ロゴそのものが商品となるような物件への使用はできません。

Q4 ロゴマークの使用許諾を受けると利用に関する権利は発生しますか。

A4 ロゴ使用を承諾するものであって権利を与えるものではありません。

Q5 色違いのパッケージでデザインが同じ場合には、別々に申請する必要がありますか。

A5 1度に申請できます。

Q6 名刺に使用できますか。

A6 使用できますが、会社等のロゴと誤認されないような配置としてください。